

## 1 消費者の現状・課題

### (1) 社会経済情勢

#### a 高齢化の進展

- ・千葉市では平成47年に市民の3人に1人が65歳以上となる見通し
- ・単独世帯も増加が見込まれる

#### b 高度情報化の推進（高度情報通信社会の到来）

- ・インターネットを利用した取引が増加
- ・クレジットカードや電子マネー等、決済手段の多様化

#### c グローバル化の進展

- ・輸入品の流通量増加（食料品・衣料品・電気製品等）
- ・訪日外国人の増加

#### d 環境問題や開発問題等

- ・地球温暖化や資源の枯渇
- ・途上国と先進国における貧困の拡大

### (2) 消費者被害に関すること

#### a 相談件数の高止まり

#### b 高齢者等の消費者トラブル増加

### (3) 消費者教育の推進に関すること

#### a 消費者教育推進法の施行（平成24年度）

- ・ライフステージに応じた体系的な消費者教育
- ・地域や消費者団体、事業者等による消費者教育

## 2 対応策

商品・サービスの安定や、適正な取引環境を確保するため、従来どおり事業者への指導や市場の監視、消費生活相談を継続するとともに、本市に関わる全ての方々がよりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する「自ら考え行動する自立した消費者」になるよう、消費者教育を推進していかなければならない。

また、高齢者等の消費者トラブルや消費生活のあらゆる領域に関連する消費者教育への対応をするため、行政に加え地域や消費者団体、事業者等との連携が必要不可欠である。

### （第3次消費生活基本計画における事業内容）

- 1 商品・サービスの安定、適正な取引環境の確保及び消費生活相談
- 2 自ら考え行動する自立した消費者になるための消費者教育
- 3 （消費者教育を推進するための）関係機関との連携